

資料 4

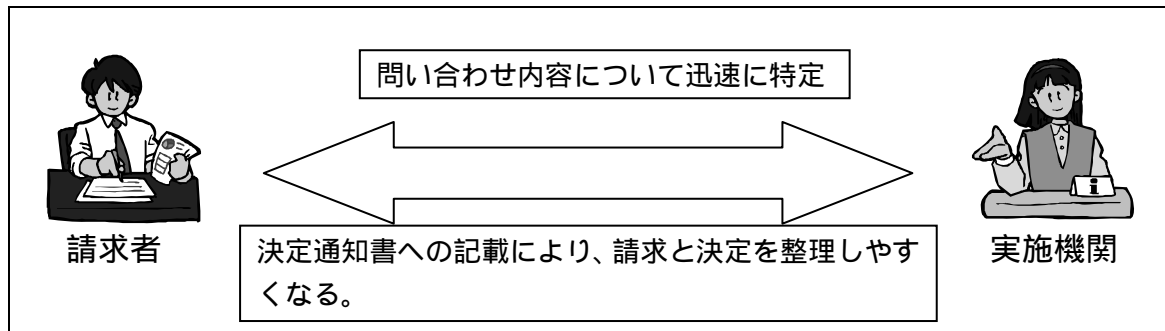
開示請求書における受付番号の取得について

1 概要

県民の視点に立った行政サービスという観点や他県の実施状況を勘案した結果、行政文書開示請求書及び開示等決定通知書に受付番号を付することとする。

2 効果

- (1) 開示請求書に受付番号を付すことで、請求者からの問い合わせに対して、迅速に請求書を特定し対応することができる。
- (2) 開示等決定通知書に受付番号を付すことで、請求書と決定通知書の整理が容易になる。



< 採番制度の概要 >

開示請求書を受け付けると、收受印と共に受付番号を付す。
開示管理システムへの請求書登録に際し、受付番号を登録する。
決定通知書に受付番号を記載し、どの請求に対する決定であるか知らせる。

3 今後のスケジュール

- (1) 開示管理システムの変更 (平成 19 年 1 月)
- (2) 行政文書等の開示等に関する事務取扱要綱の改正 (平成 19 年 3 月)
- (3) 各実施機関への周知 (平成 19 年 3 月)
- (4) 受付番号の開始 (平成 19 年 4 月 1 日)

4 他県の状況

受付番号を付している県は 10 道府県

(北海道、福島県、神奈川県、山梨県、滋賀県、大阪府、和歌山県、福岡県、大分県、沖縄県)